

川崎市宮前区選挙管理委員会告示第10号

令和7年7月20日執行の参議院神奈川県選出議員選挙及び参議院比例代表選出議員選挙における期日前投票所の投票管理者及び期日前投票所の投票管理者に事故があり、又は欠けた場合においてその職務を代理すべき者を、公職選挙法（昭和25年法律第100号）第37条第2項及び第4項並びに公職選挙法施行令（昭和25年政令第89号）第24条第1項及び第4項の規定により、次のとおり選任しました。

令和 7 年 7 月 3 日

川崎市宮前区選挙管理委員会

委員長 藤 井 章 司

（別紙省略）